

船舶事故調査報告書

令和4年8月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年2月17日 00時30分ごろ
発生場所	広島県尾道市高根島北方沖 高根島灯台から真方位107° 350m付近 (概位 北緯34° 20.0′ 東経133° 04.8′)
事故の概要	貨物船忠誠丸は、南南西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年2月17日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 忠誠丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	136830、不動海運有限公司
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 航海士A、五級（航海）（履歴限定）
負傷者	なし
損傷	両舷船首部船底に凹損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の初期、潮流 南西流約0.8ノット (kn)
事故の経過	<p>本船は、船長及び航海士Aほか2人が乗り組み、とうもろこし約700tを積載し、当直の航海士Aが操舵スタンドの前に立って単独で操船し、2海里レンジ、ヘッドアップとしたレーダー及びGPSプロッターを表示し、三原瀬戸の佐木島西方沖を、約10knの速力（対地速力、以下同じ。）で南南西進していた。</p> <p>航海士Aは、GPSプロッターに表示された変針場所が近づき、右舵を取ろうと思っていたところ、何かが落ちた音がしたので気になり、約1～2分間下を向いて周囲を探した後、船位を確認しようとGPSプロッターを見たところ、変針場所を過ぎて、船首方の高根島北岸に接近していることに気付いた。</p> <p>航海士Aは、慌ててしまい変針方向と反対の左舵を取り、船首が回頭し始めて誤りに気付き、急いで舵を戻して右舵を取ったが間に合わず、本船は高根島北岸（東端付近）沖の干出浜（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>航海士Aは、本船に乗り組んでから、本事故発生海域付近を約5回単独で操船し、通航していた。</p> <p>船長は、瀬戸内海を航行時、来島海峡や鳴門海峡など潮流が強く、航行の難しい狭水道については、自身で操船していたが、三原瀬戸などの、本船のような小型の貨物船にとって十分な幅がある狭水道につ</p>

	<p>いては、操船が難しくないので、経験のある航海士に操船を任せ、本事故時も昇橋していなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.8m、船尾約3.8mであった。</p>
分析	<p>本船は、佐木島西方沖を南南西進中、航海士Aが、変針場所に接近する際、下を向いて物を探した後、変針場所を過ぎて船首方の高根島北岸に接近していることに気付いたとき、慌ててしまい、変針方向と反対の左舵を一旦取ったものの、急いで右舵を取ったことから、進路がほとんど変わることなく本件浅所に向かい、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長が、本事故時、三原瀬戸が本船のような小型の貨物船にとって十分な幅があり、操船が難しくないと判断し、経験のある航海士Aに操船を任せて昇橋していなかったことは、本事故の発生に関与した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、佐木島西方沖を南南西進中、航海士Aが、変針場所に接近する際、下を向いて物を探した後、変針場所を過ぎて船首方の高根島北岸に接近していることに気付いたとき、慌ててしまい、変針方向と反対の左舵を一旦取ったものの、急いで右舵を取ったため、進路がほとんど変わることなく本件浅所に向かい、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航海士は、不注意などで変針場所を通過し、浅所などに接近した際には、慌てずに、転舵の方向にこだわることなく浅所などから安全に離れるように、適切に操船し、次の針路に向かうこと。 ・船長は、狭水道通航時には、船橋で操船指揮を行うこと。 ・狭水道において操船中、変針場所に接近する際には、物音がするなどしても、航海機器の異常など航行に支障のある状態が認められない限り、操船に専念すること。